

『広報いな』みんなの広場 掲載申込書

- 提出期限：**広報発行月前々月15日まで**(4月号<4月1日発行>掲載の場合…2月15日)
- 開催日・申込締切日：広報発行日から10日を経過した日であること

申込者(町内在住・在勤の方) ※開催場所が町内であれば、町外の方も掲載可能			
年月日	令和 年 月 日	氏名	
電話番号		メールアドレス	
校正(記事の確認)	☐ メール ☐ FAX ☐ 来庁		

◎広報いな「みんなの広場」掲載基準を順守します。 ◎掲載可否・方法・体裁などは、秘書広報課へ一任します。 ◎掲載内容によるトラブルについては、申込者が一切の責任を負います。 ☐ 上記の項目、すべてに同意します(□に✓をつけてください)

掲載希望月	令和 年 月号	掲載希望枠	☐ 「お知らせ(開催)」(年2回まで) ☐ 「募集します」(年1回まで)
イベント名・団体名			
内容			
日時			
場所			
対象	☐ 無 ☐ 有()	定員	☐ 無 ☐ 有(名)(先着順 ・ 抽選)
持ち物	☐ 無 ☐ 有()	費用	☐ 無 ☐ 有(円)
申込 ・ 問合せ	月 日 () までに、		(氏名(姓)・団体名)
	☐ 電話番号 ☐ FAX ☐ メールアドレス ※1つのみを掲載。	電話番号	
		FAX	
		メールアドレス	

☐ 上記掲載内容について誤りがないか、すべての項目を確認しました。 (再度、確認した場合は、□に✓をつけてください)
--

『広報いな』 みんなの広場 掲載基準

掲載条件

- 申込者が、町内在住・在勤の方（開催場所が町内であれば、町外の方も掲載可能）
- 開催日・申込締切日が、広報発行日から10日を経過した日であること

（掲載できないもの）

- ・宗教、政治にかかわるもの（連想させるものを含む）
- ・個人宣伝、個人活動、営利を目的としたもの
- ・費用が参加人数により増加するもの
- ・活動内容が不明確または申込書に不備や虚偽があるもの
- ・その他、町が掲載できないと判断したもの

掲載注意事項

すべての基準に適合しても、紙面の都合で掲載できない場合があります。

また、行政広報紙として公益性を損なうと判断される場合、掲載をお断りする場合があります。

◎掲載内容によるトラブルについては、申込者が一切の責任を負うこと

◎掲載方法・体裁などは、秘書広報課に一任すること

※校正（掲載内容確認）は、1度限りとし、文字数が増えない修正のみ、受け付けます。

◎「お知らせ（開催）」は年2回、「募集します」は年1回の掲載回数を厳守すること

※「募集します」は、紙面の都合で次号の掲載になる場合があります。

◎やむをえない場合を除き、町内でかつ公共性のある場所で開催するもの

◎費用は原則として無料のもの

※経費がかかるものは、徴する費用等はその事業費または活動費に充てるものとし、余剰金を収益とすることを目的としないでください。必要に応じて、活動内容が分かる資料の提出を求める場合があります。

申込・問い合わせ

※締切日を過ぎたものは、受け付けません。

広報発行月の前々月15日※（土日祝日の場合、直前の開庁日）までに、所定の申込書を窓口またはメールで提出（申込書は、町ホームページからダウンロードまたは窓口で配布）

※4月号（4月1日発行）に掲載…2月15日

伊奈町秘書広報課広報係 ☎ 048-721-2111、kouhou@town.saitama-ina.lg.jp